

## 指針の見方及び使い方 (案)

- 1 当指針は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）の「(付) 字体についての解説」に沿って、手書き文字の字形と印刷文字の字形に関して説明するものである。第1章「常用漢字表「(付) 字体についての解説」の考え方について」及び2章「明朝体と筆写の楷書との関係について（具体例）」では、当指針の基本的な考え方を示すとともに「字体についての解説」の内容を詳しく説明し例示の充実を図った。
- 2 当指針の説明は、常用漢字表が取り上げた2,136字を対象としている。ただし、その一部に常用漢字と共通する構成要素を有する表外漢字（例：常用漢字「令」「鈴」などに共通する構成要素を有する表外漢字「玲」「伶」など）についても、参考にできる場合がある。
- 3 当指針に例として掲げた手書き文字の字形は、飽くまでもその漢字において実現し得る字形のごく一部であり、いかなる意味においても標準の字形又は推奨すべき字形として示すものではない。特に、例として掲げた手書き文字の字形が印刷文字の字形に影響を及ぼすことは、当指針の趣旨と反するところである。また、例示された字形は固定的なものではなく、複数例示された字形それぞれの部分を組み合わせた字形等も用いることができる。
- 4 付1「漢字の字体・字形に関するQ&A」では、第1及び2章の内容をQ&A形式で示した。このQ&Aを読めば、当指針の基本的な考え方及び字体・字形に関する具体的な取扱いについての大体が理解できるようにすることを目指したものである。
- 5 付2「字形比較表及び索引」では、常用漢字表の2,136字種について、常用漢字表の例示字体、その他の印刷文字の例（デザイン差のある明朝体、ゴシック体、ユニバーサルデザインフォント、教科書体の4種）、手書き文字の字形の例を示し、それぞれの比較ができるようにした。また、第2章及び付1（Q&A）の関連事項をそれぞれの漢字について示した。
- 6 巻末に参考として、常用漢字表の「(付) 字体についての解説」、「常用漢字表における用語について」、平成26年度「国語に関する世論調査」の結果（抜粋）を付した。

「構成要素」という用語について

当指針では、「構成要素」という用語を用いる。この「構成要素」という用語及び分類は、当指針における字体・字形の説明に当たって、便宜的に用いるもので、漢字の字形においてその部分を成す点画の一定のまとまりのことを言う。一般に部首として用いられるものも含むが、それらに限るものではない。また、ある字種がそのまま構成要素となる場合や、字源を異にするものを同じ構成要素として整理している場合もある。